

議題(2)

高松市主催のイベント・行事等の開催基準

令和2年5月15日

1 基本的な考え方

本市主催のイベント・行事等の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、国が示す「3つの密」(①密閉、②密集、③密接)を徹底的に回避する対策は、不可欠である。

このことを踏まえた上で、次のいずれかに該当する本市主催のイベント・行事等については、適切な感染防止対策を講じた上で、開催するものとする。

- ① 屋内で開催する場合は、参加者がおおむね100人以下、かつ会場の収容定員が示されているものについては、当該定員の半分以下のもの
- ② 屋外で開催する場合は、参加者がおおむね200人以下、かつ人と人との距離(できるだけ2m)を十分に確保できるもの

2 開催する場合の感染防止対策

- (1) 発熱や風邪症状のある者へ参加自粛の要請を行うこと。
- (2) マスクの着用など、咳エチケットを徹底すること。
- (3) 手指用のアルコール消毒液等の設置や手洗いを励行すること。
- (4) 参加者間の距離(できるだけ2m)をとり、近距離での会話や大声での発声を避けること。
- (5) 屋内での開催の場合は、定期的に換気を実施すること。
- (6) 会場の規模に応じ、適切な参加者数により開催すること(必要に応じ、参加者数の制限を行うこと。)
- (7) できる限り、開催時間の短縮に努めること。

3 基準の適用期間

この基準は、令和2年5月18日から当分の間、適用する。

「高松市主催のイベント・行事等に関する基本方針」の適用は、令和2年5月17日までとする。

4 基準の見直し

感染者の発生状況や国又は県が示す感染症拡大防止対策等を踏まえ、適宜、この基準の内容や適用期間について、見直すものとする。